

指定規則等 理学療法士協会、作業療法士協会、
全国リハビリテーション学校協会 改正（案）

現行	PT、OT、学校協作業グループ最終案（10/14）	（参考）
<p>（この省令の趣旨）</p> <p>第1条 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号。以下「法」という。）第11条第1号若しくは第2号若しくは法第12条第1号若しくは第2号の規定に基づく学校又は理学療法士養成施設若しくは作業療法士養成施設（以下「養成施設」という。）の指定に関しては、理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。</p> <p>2 前項の学校とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及びこれに附設される同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。</p> <p>（理学療法士に係る学校又は養成施設の指定基準学校又は養成施設の指定基準）</p> <p>第2条 法第11条第1号の学校又は養成施設に係る令第9条第1項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>1 学校教育法第90条第1項に規定する者（法第11条第1号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者又は附則第3項各号のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。</p> <p>2 修業年限は、3年以上であること。</p> <p>3 教育の内容は、別表第1に定めるもの以上であること。</p> <p>4 別表第1に掲げる教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち6人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、1学級増すごとに3を加えた数）以上は理学療法士である専任教員であること。ただし、理学療法士である専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては4人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、1学級増すごとに1を加えた数）、その翌年度にあつては5人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、1学級増すごとに2を加えた数）とすることができる。</p> <p>5 理学療法士である専任教員は、<u>免許を受けた後5年以上理学療法に関する業務に従事した者であること。</u></p> <p>6 1学級の定員は、40人以下であること。</p> <p>7 同時に授業を行う学級の数を下らない数の普通教室を有すること。</p> <p>8 適当な広さの実習室を有すること。</p> <p>9 教育上必要な機械器具、標本、模型、図書及びその他の設備を有すること。</p> <p>10 臨床実習を行うのに適当な病院、診療所その他の施設を実習施設として利用し得ること。</p> <p>11 実習施設における臨床実習について適当な実習指導者の指導が行われること。</p> <p>12 管理及び維持経営の方法が確実であること。</p> <p>2 法第11条第2号の学校又は養成施設に係る令第9条第1項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p>	<p>5 理学療法士である専任教員は、<u>次のいずれにも該当する者であること。ただし大学において教育に関する科目を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。</u></p> <p><u>ア 理学療法士として5年以上業務に従事した者</u></p> <p><u>イ 専任教員として必要な研修を修了した者、又は理学療法士の教育に関しこれと同等以上の学識経験を有すると認められる者。</u></p>	<p>（参考）</p> <p>【看護師等養成所の運営に関する指導要領】</p> <p>第4(3) 教員に関する事項</p> <p>看護師養成所の専任教員となることができる者は、次のいずれにも該当する者であること。大学において教育に関する科目を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。</p> <p>ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者</p> <p>イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者</p> <p>【保健師助産師看護師学校養成所指定規則】</p> <p>※別添資料</p> <p>【看護師等養成所の運営に関する指導要領】</p> <p>4 看護師養成所（4）</p> <p>病院以外の実習の単位数は、在宅看護論の実習を含め指定規則に定める単位数の1割から3割程度の間で定めること。</p>

現行	PT、OT、学校協会作業グループ最終案（10/14）	（参考）
<p>1 作業療法士その他法第 11 条第 2 号 の政令で定める者であることを入学又は入所の資格とするものであること。</p> <p>2 修業年限は、2 年以上であること。</p> <p>3 教育の内容は、別表第 1 の 2 に定めるもの以上であること。</p> <p>4 別表第 1 の 2 に掲げる教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち 5 人（1 学年に 2 学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、1 学級増すごとに 2 を加えた数）以上は理学療法士である専任教員であること。ただし、理学療法士である専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては 4 人（1 学年に 2 学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、1 学級増すごとに 1 を加えた数）とすることができる。</p> <p>5 前項第 5 号から第 12 号までに該当するものであること。</p> <p>（作業療法に係る学校又は養成施設の指定基準）</p> <p>第 3 条 法第 12 条第 1 号 の学校又は養成施設に係る令第 9 条第 1 項 の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>1 前条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 6 号から第 12 号までに該当するものであること。</p> <p>2 教育の内容は、別表第 2 に定めるもの以上であること。</p> <p>3 別表第 2 に掲げる教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち 6 人（1 学年に 2 学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、1 学級増すごとに 3 を加えた数）以上は作業療法士である専任教員であること。ただし、作業療法士である専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては 4 人（1 学年に 2 学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、1 学級増すごとに 1 を加えた数）、その翌年度にあつては 5 人（1 学年に 2 学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、1 学級増すごとに 2 を加えた数）とすることができる。</p> <p>4 作業療法士である専任教員は、<u>免許を受けた後 5 年以上作業療法に関する業務に従事した者</u>であること。</p> <p>2 法第 12 条第 2 号の学校又は養成施設に係る令第 9 条第 1 項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>1 理学療法士その他法第 12 条第 2 号の政令で定める者であることを入学又は入所の資格とするものであること。</p> <p>2 教育の内容は、別表第 2 の 2 に定めるもの以上であること。</p> <p>3 別表第 2 の 2 に掲げる教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち 5 人（1 学年に 2 学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、1 学級増すごとに 2 を加えた数）以上は作業療法士である専任教員であること。ただし、作業療法士である専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては 4 人（1 学年に 2 学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、1 学級増すごとに 1 を加えた数）とすることができる。</p> <p>4 前条第 1 項第 6 号から第 12 号まで及び第 2 項第 2 号並びに前項第 4 号に該当するものであること。</p> <p>（指定に関する報告事項）</p> <p>第 3 条の 2 令第 9 条第 2 項 の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する養成施設にあつては、第 1 号に掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>1 設置者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称）</p>	<p>4 作業療法士である専任教員は、<u>次のいずれにも該当する者であること。ただし大学において教育に関する科目を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。</u></p> <p><u>ア 作業療法士として 5 年以上業務に従事した者</u></p> <p><u>イ 専任教員として必要な研修を修了した者、又は作業療法士の教育に関しこれと同等以上の学識経験を有すると認められる者。</u></p>	

現行	PT、OT、学校協会作業グループ最終案（10/14）	（参考）
<p>2 名称 3 位置 4 指定をした年月日及び設置年月日（設置されていない場合にあつては、設置予定年月日） 5 学則（課程、修業年限及び入所定員に関する事項に限る。） 6 長の氏名</p> <p>（指定の申請書の記載事項等）</p> <p>第4条 令第10条の申請書には、次に掲げる事項（地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68第1項に規定する公立大学法人を含む。）の設置する学校又は養成施設にあつては、第12号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。</p> <p>1 設置者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称） 2 名称 3 位置 4 設置年月日 5 学則 6 長の氏名及び履歴 7 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別 8 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図 9 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の目録 10 実習施設の名称、位置及び開設者の氏名（法人にあつては、名称）並びに当該施設における実習用設備の概要 11 実習施設における最近1年間の理学療法又は作業療法を受けた患者延数（施設別に記載すること。） 12 収支予算及び向こう2年間の財政計画</p> <p>2 令第16条の規定により読み替えて適用する令第10条の書面には、前項第2号から第11号までに掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>3 第1項の申請書又は前項の書面には、実習施設における実習を承諾する旨の当該施設の開設者の承諾書を添えなければならない。</p> <p>（変更の承認又は届出を要する事項）</p> <p>第5条 令第11条第1項（令第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前条第1項第5号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項に限る。）若しくは同項第8号に掲げる事項又は実習施設とする。</p> <p>2 令第11条第二項の主務省令で定める事項は、前条第1項第1号から第3号までに掲げる事項又は同項第5号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項を除く。次項において同じ。）とする。</p> <p>3 令第16条の規定により読み替えて適用する令第11条第2項の主務省令で定める事項は、前条第1項第2号若しくは第3号に掲げる事項又は同項第5号に掲げる事項とする。</p> <p>（変更の承認又は届出に関する報告）</p> <p>第5条の2 令第11条第3項（令第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告は、毎年5月31までに、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期間に係るものを取りまとめて、厚生労働大臣に報告するものとする。</p> <p>1 変更の承認に係る事項（第4条第1項第8号に掲げる事項及び実習施設を除く。） 当該年の前年の4月1日から当該年の3月31日までの期間 2 変更の届出又は通知に係る事項 当該年の前年の5月1日から</p>		

現行	PT、OT、学校協会作業グループ最終案 (10/14)	(参考)
<p>当該年の4月30日までの期間</p> <p>(報告を要する事項)</p> <p>第6条 令第12条第1項 (令第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該学年度の学年別学生数 2 前学年度における教育実施状況の概要 3 前学年度の卒業生数 <p>2 令第12条第2項 (令第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、前項第2号に掲げる事項とする。</p> <p>(指定の取消しに関する報告事項)</p> <p>第6条の2 令第14条第2項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項(国の設置する養成施設にあつては、第1号に掲げる事項を除く。)とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 設置者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称) 2 名称 3 位置 4 指定を取り消した年月日 5 指定を取り消した理由 <p>(指定取消しの申請書等の記載事項)</p> <p>第7条 令第15条の申請書又は令第16条の規定により読み替えて適用する令第15条の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定の取消しを受けようとする理由 2 指定の取消しを受けようとする予定期日 3 在学中の学生があるときは、その措置 		

現行			
別表第1 (第2条関係)			
教育内容		単位数	備考
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	12	
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	12	
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	2	
専門分野	基礎理学療法学	6	実習時間の3分の2以上は病院又は診療所において行うこと。
	理学療法評価学	5	
	理学療法治療学	20	
	地域理学療法学	4	
	臨床実習	18	
合計		93	

- 備考1 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項の規定の例による。
- 2 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学又は法第12条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校（学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。）若しくは作業療法士養成施設若しくは保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第2号若しくは第3号の規定により指定されている学校若しくは看護師養成所、診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第20条第1号の規定により指定されている学校若しくは診療放射線技師養成所、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第15条第1号の規定により指定されている学校若しくは臨床検査技師養成所、視能訓練士法（昭和46年法律第64号）第14条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは視能訓練士養成所、臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）第14条第1号、第2号若しくは第3号の規定により指定されている学校若しくは臨床工学技士養成所、義肢装具士法（昭和62年法律第61号）第14条第1号、第2号若しくは第3号の規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成所、救急救命士法（平成3年法律第36号）第34条第1号、第2号若しくは第4号の規定により指定されている学校若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第33条第1号、第2号、第3号若しくは第5号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所（以下「看護師等の養成施設」という。）において既に履修した科目については、免除することができる。

PT、OT、学校協会作業グループ最終案 (10/14)			
別表第1 (第2条関係)			
教育内容		単位数	備考
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	12	
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	14	
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	2	人体と薬理、救急救命の基礎を含むこと
専門分野	基礎理学療法学	6	実習時間の3分の2以上は医療提供施設（医療法第一条の二第2項に規定する医療提供施設（除く薬局、助産所）をいう）において行うこと。この場合、地域包括ケアシステムにおけるリハビリテーション（介護保険法第八条5項に規定する訪問リハビリテーション、介護保険法第八条8項に規定する通所リハビリテーションをいう）に関する実習を含むこと
	理学療法評価学	5	
	理学療法治療学	20	
	地域理学療法学	6	
	臨床実習	22	
合計		101	

(参考)

現行			
3 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習 18 単位以上及び臨床実習以外の教育内容 75 単位以上（うち基礎分野 14 単位以上、専門基礎分野 26 単位以上及び専門分野 35 単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。			
別表第 1 の 2（第 2 条関係）			
教育内容		単位数	備考
専門分野	基礎理学療法学	6	
	理学療法評価学	5	
	理学療法治療学	20	
	地域理学療法学	4	
	臨床実習	18	実習時間の 3 分の 2 以上は病院又は診療所において行うこと。
選択必修分野		9	専門分野を中心として講義又は実習を行うこと。
合計		62	

PT、OT、学校協会作業グループ最終案（10/14）			
3 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習 22 単位以上及び臨床実習以外の教育内容 79 単位以上（うち基礎分野 14 単位以上、専門基礎分野 28 単位以上及び専門分野 37 単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。			
別表第 1 の 2（第 2 条関係）			
教育内容		単位数	備考
専門分野	基礎理学療法学	6	
	理学療法評価学	5	
	理学療法治療学	21	
	地域理学療法学	5	
	臨床実習	22	実習時間の 3 分の 2 以上は医療提供施設（医療法第一条の二第 2 項に規定する医療提供施設（除く薬局、助産所）をいう）において行うこと。この場合、地域包括ケアシステムにおけるリハビリテーション（介護保険法第八条 5 項に規定する訪問リハビリテーション、介護保険法第八条 8 項に規定する通所リハビリテーションをいう）に関する実習を含むこと
選択必修分野		9	専門分野を中心として講義又は実習を行うこと。
合計		68	

(参考)			

現行	PT、OT、学校協会作業グループ最終案 (10/14)	(参考)
<p>備考 1 単位の計算方法は、大学設置基準第 21 条第 2 項の規定の例による。</p> <p>2 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は法第 12 条第 1 号若しくは第 2 号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設若しくは看護師等の養成施設において既に履修した科目については、免除することができる。</p> <p>3 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習 <u>18</u> 単位以上及び臨床実習以外の教育内容 <u>44</u> 単位以上（うち専門分野 <u>35</u> 単位以上及び選択必修分野 9 単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。</p>	<p>3 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習 <u>22</u> 単位以上及び臨床実習以外の教育内容 <u>46</u> 単位以上（うち専門分野 <u>37</u> 単位以上及び選択必修分野 9 単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。</p>	

現行			
別表第2 (第3条関係)			
	教育内容	単位数	備考
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	12	
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	12	
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	2	
専門分野	基礎作業療法学	6	実習時間の三分の二以上は病院又は診療所において行うこと。
	作業療法評価学	5	
	作業療法治療学	20	
	地域作業療法学	4	
	臨床実習	18	
合計		93	

備考 1、2 (略)

PT、OT、学校協作業グループ最終案 (10/14)			
別表第2 (第3条関係)			
	教育内容	単位数	備考
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	12	
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	12	人体と薬理、救急救命の基礎を含むこと
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	2	
専門分野	基礎作業療法学	5	実習時間の三分の二以上は医療提供施設(医療法第一条の二第2項に規定する医療提供施設(除く薬局、助産所)をいう)において行うこと。この場合、地域包括ケアシステムにおけるリハビリテーション(介護保険法第八条5項に規定する訪問リハビリテーション、介護保険法第八条8項に規定する通所リハビリテーションをいう)に関する実習を含むこと
	作業療法管理学	1	
	基礎作業評価学	2	
	作業療法評価学	3	
	基礎作業治療学	4	
	作業療法治療学	16	
	地域作業療法学	6	
臨床実習	22		
選択必修分野	総合作業療法学	2	
合計		101	

(参考)

現行

PT、OT、学校協作業グループ最終案 (10/14)

(参考)

備考3
複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習 18 単位以上及び臨床実習以外の教育内容 75 単位以上（うち基礎分野 14 単位以上、専門基礎分野 26 単位以上及び専門分野 35 単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表第2の2（第2条関係）

教育内容		単位数	備考
専門分野	基礎作業療法学	<u>6</u>	
	作業療法評価学	<u>5</u>	
	作業療法治療学	<u>20</u>	
	地域作業療法学	<u>4</u>	
	臨床実習	<u>18</u>	実習時間の三分の二以上は <u>病院又は診療所において行うこと。</u>
選択必修分野		9	専門分野を中心として講義又は実習を行うこと。
合計		<u>62</u>	

備考1、2（略）

備考3
複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習 22 単位以上及び臨床実習以外の教育内容 79 単位以上（うち基礎分野 14 単位以上、専門基礎分野 26 単位以上、専門分野 37 単位及び選択必修分野 2 単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表第2の2（第3条関係）

教育内容		単位数	備考	
専門分野	基礎作業療法学	<u>5</u>		
	作業療法管理学	<u>1</u>		
	基礎作業評価学	<u>2</u>		
	作業評価学	<u>3</u>		
	基礎作業治療学	<u>4</u>		
	作業治療学	<u>16</u>		
	地域作業療法学	<u>6</u>		
	臨床実習	<u>22</u>	実習時間の三分の二以上は <u>医療提供施設（医療法第一条の二第2項に規定する医療提供施設（除く薬局、助産所）をいう）において行うこと。</u> この場合、地域包括ケアシステムにおけるリハビリテーション（介護保険法第八条5項に規定する訪問リハビリテーション、介護保険法第八条8項に規定する通所リハビリテーションをいう）に関する実習を含むこと	
	選択必修分野	その他、選択必修科目	9	専門分野を中心として講義又は実習を行うこと。
	合計		<u>68</u>	

現行	PT、OT、学校協会作業グループ最終案 (10/14)
<p>備考3 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習 <u>18</u> 単位以上及び臨床実習以外の教育内容 <u>44</u> 単位以上（うち専門分野 <u>35</u> 単位以上及び選択必修分野 <u>9</u> 単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。</p>	<p>備考3 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習 <u>22</u> 単位以上及び臨床実習以外の教育内容 <u>46</u> 単位以上（うち専門分野 <u>37</u> 単位以上及び選択必修分野 <u>9</u> 単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。</p>

(参考)

現行	PT、OT、学校協会作業グループ最終案（10/14）
<p>1 設置計画書に関する事項</p> <p>(1) 理学療法士養成施設又は作業療法士養成施設（以下「養成施設」という。）について、都道府県知事の指定を受けようとするときは、その設置者は授業を開始しようとする日の1年前までに様式1による養成施設設置計画書をその設置予定地の都道府県知事に提出すること。</p> <p>(2) 養成施設の学生の定員を増加するため、学則の変更について都道府県知の承認を受けようとする者は、変更を行おうとする日の1年前までに様式2による定員変更計画書を当該養成施設の所在地の都道府県知事に提出すること。</p> <p>2 一般的事項</p> <p>(1) 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（以下「指定規則」という。）第4条第1項の指定の申請は、授業を開始しようとする日の6か月前までに、その設置予定地の都道府県知事に提出すること。</p> <p>(2) 指定規則第5条第1項の変更の申請は、変更を行おうとする日の6か月前までに、当該養成施設の所在地の都道府県知事に提出すること。</p> <p>(3) 養成施設の設置者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。</p> <p>(4) 会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が整備されていること。</p> <p>(5) 養成施設の経理が他と明確に区分されていること。</p> <p>(6) 敷地、校舎は、養成施設の設置者が所有することが望ましく、かつ、その位置及び環境は教育上適切であること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3 教員に関する事項</p> <p>(1) 専任教員の1人1週間当たりの担当授業時間数は加重にならないよう10時間を標準とすること。</p> <p>(2) 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する医師、理学療法士、作業療法士又はこれと同等以上の学識を有する者であることを原則とすること。</p> <p>4 生徒に関する事項</p> <p>(1) 学則に定められた学生の定員が守られていること。</p> <p>(2) 入学資格の審査及び入学の選考が適正に行われていること。</p> <p>(3) 学生の出席状況が確実に把握されており、とくに出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとする。</p> <p>(4) 健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置が講ぜられていること。</p> <p>5 授業に関する事項</p> <p>(1) 指定規則別表に定める各教育分野は、別添1に掲げる事項を習得させることを目的とした教育内容とすること。</p>	<p>(7) <u>開設後一定の間隔で教員資格および教育内容に関する外部の第三者による評価を受けること。</u></p>

看護		
<p>【看護師等養成所の運営に関する指導要領】</p> <p>第7 実習施設等に関する事項</p> <p>1 実習指導者</p> <p>実習指導者となることのできるも者は、担当する領域についての相当の学識経験を有し、かつ、原則として必要な研修を受けた者であること。</p> <p>4 看護師養成所</p> <p>(1) 実習施設として、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学及び看護の統合と実践の実習を行う病院を確保すること。</p> <p>(2) 主たる実習施設は、実習施設のうち基礎看護学、成人看護学の実習を行う施設であり、次の条件を具備していること。</p> <p>ア 入院患者3人に対し1人以上の看護職員が配置されていること。ただし、看護職員の半数以上が看護師であること。</p> <p>イ 看護組織が明確に定められていること。</p> <p>ウ 看護基準、看護手順が作成され、活用されていること。</p> <p>エ 看護に関する諸記録が適正に行われていること。</p> <p>オ 実習生が実習する看護単位には、実習指導者が2人以上配置されていることが望ましいこと。ただし、診療所での実習にあたっては、学生の指導を担当できる適当な看護師を、実習指導者とみなすことができること。</p> <p>カ 看護職員に対する継続教育が計画的に実施されていること。</p> <p>(3) 主たる実習施設以外の実習施設については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。他の要件については(2)一イからカまでと同様とすること。</p> <p>(4) 病院以外の実習の単位数は、在宅看護論の実習を含め指定規則に定める単位数の1割から3割程度の間で定めること。</p> <p>(5) 在宅看護論の実習施設については、次の要件を満たしていること。</p> <p>ア 複数の訪問看護専任者がいること。</p> <p>イ 利用者ごとに訪問看護計画が立てられ、看護記録が整備されていること。</p> <p>(6) 看護師養成所2年課程（通信制）の実習施設については、現に他の看護師学校養成所の実習施設として承認を受けている病院等を選定すること。</p>		
<p>別表3 看護教育の基本的考え方、留意点等</p>		
<p>教育の基本的考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解し、看護師としての人間関係を形成する能力を養う。 2) 看護師としての責務を自覚し、倫理に基づいた看護を実践する基礎的能力を養う。 3) 科学的根拠に基づき、看護を計画的に実践する基礎的能力を養う。 4) 健康の維持・増進、疾病の予防及び健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。 5) 保険・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種と連携・協働する基礎的能力を養う。 6) 専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続ける基礎的能力を養う。 		
教育内容	単位数	留意点

現行	PT、OT、学校協会作業グループ最終案（10/14）
<p>(2) 指定規則別表第1の2及び別表第2の2に定める選択必修分野の教育内容については専門分野を中心に教授するものとし、その選択に当たってはそれぞれの養成施設の特徴が明らかになるよう特に配慮すること。</p> <p>(3) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で定めること。</p> <p>なお、時間数は、実際に講義、演習等が行われる時間をもって計算すること。</p> <p>(4) 臨床実習については、1単位を45時間の実習をもって構成することとし、実習時間の3分の2以上は病院又は診療所において行うこと。</p> <p>(5) 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認すること。</p> <p>また、指定規則別表第1、1の2、2及び2の2の備考2に定める大学、高等専門学校、養成施設等に在学していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成施設における教育内容に該当するものと認められる場合には、当該養成施設における履修に替えることができること。</p>	<p>(4) 臨床実習については、1単位を45時間の実習をもって構成することとし、実習時間の3分2以上は医療提供施設（医療法第一条の二第2項に規定する医療提供施設（除く薬局、助産所）をいう）において行うこと。ただし、医療提供施設における実習の5割以上は病院又は診療所で行うものとする。</p> <p>また、地域包括ケアシステムにおけるリハビリテーション（介護保険法第八条5項に規定する訪問リハビリテーション、介護保険法第八条8項に規定する通所リハビリテーションをいう）に関する実習を24時間以上行うこと。</p>
<p>6 教室及び実習室等に関する事項</p> <p>(1) 理学療法士養成施設</p> <p>下記教室及び実習室等を有すること。</p> <p>ア 普通教室 学生定員1人当たり1・65㎡以上であること。</p> <p>イ 講堂 (ア) 全校生徒が一時に収容可能な広さを有すること。 (イ) 暗幕設備を有すること。</p> <p>ウ 図書室</p> <p>エ 基礎医学実習室</p> <p>オ 理学療法実習室 (ア) 機能訓練室 (イ) 治療室</p> <p>検査測定・治療台10台（学年定員20人の場合）を収容し実習が可能な広さで、かつ、電気・アース設備を有すること。</p> <p>(ウ) 装具加工室</p> <p>(エ) 水浴室</p> <p>(オ) 日常動作訓練室</p>	<p>(ウ) 補装具室</p>

看護			
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	13	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間と社会を幅広く理解する内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。 国際化及び情報化へ対応しうる能力を養う内容を含むものとする。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解し、人権意識の普及・高揚を図る内容を含むことが望ましい。
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度	15 6	人体を系統だてて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するため、解剖生理学、生化学、栄養学、病理学、病態生理学、微生物学等を臨床で活用可能なものとして学ぶ内容とする。 人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるよ
	(小計)	(21)	うに必要な知識と基礎的な能力を養う内容とし、保健・医療・福祉に関する基本概念、関係制度、関係する職種の役割の理解等を含むものとする。
専門分野	基礎看護学 臨地実習 基礎看護論 (小計)	10 3 3 (13)	専門分野Iでは、各看護学及び在宅看護論の基礎となる基礎的理論や基礎的技術を学ぶため、臨床看護総論を含む内容とし、演習を強化する内容とする。 コミュニケーション、フィジカルアセスメントを強化する内容とする。 事例等に対して、看護技術を適用する方法の基礎を学ぶ内容とする。 看護師として倫理的な判断をするための基礎的能力を養う内容とする。

現行	PT、OT、学校協会作業グループ最終案 (10/14)
<p>和室（4. 5畳以上）及び洋室を有すること。 台所（車椅子用・立位用）・風呂・洗面所・便所及び押し入の設備を有すること。 カ ロッカールーム又は更衣室</p> <p>(2) 作業療法士養成施設 下記教室及び実習室等を有すること。 ア 普通教室・講堂・図書館・基礎医学実習室及びロッカールーム又は更衣室は、理学療法士養成施設と同様とする。 イ 作業療法実習室 <u>(ア) 木工室</u> <u>(イ) 金工室</u> <u>(ウ) 陶工室</u> <u>(エ) 織物室</u> <u>(オ) 手工芸室</u> <u>(カ) 絵画室</u> <u>(キ) レクリエーション室</u> <u>(ク) 装具加工室</u> <u>(ケ) 日常動作訓練室</u> <u>(ケ)</u>については、理学療法士養成施設と同様とする。</p> <p>7 教育上必要な機械器具等に関する事項 (1) 教育上必要な機械器具・標本及び模型は、別添2に掲げる数以上を有すること。 (2) 教育上必要な専門図書（洋書を含む）は1000冊以上とし、このうち理学療法士養成施設においては、理学療法関係図書を、作業療法士養成施設においては作業療法関係図書をそれぞれ20種類を超えて、100冊以上を整備すること。 学術雑誌（外国雑誌を含む）は、20種類以上を整備していること。 <u>(新設)</u></p> <p>8 実習施設に関する事項 (1) 実習指導者は、理学療法士養成施設においては、理学療法に関し相当の経験を有する理学療法士、作業療法士養成施設においては、作業療法に関し相当の経験を有する作業療法士とし、<u>かつ、そのうち少なくとも1人は免許を受けた後3年以上業務に従事した者であること。</u></p> <p>(2) 実習施設における実習人員と当該施設の実習指導者数の対比は2対1程度とすることが望ましい<u>こと。</u></p>	<p>イ 作業療法技術室 <u>(ア) 作業療法的手段である木工、金工、陶工、織物、手工芸、絵画、職業前等の作業療法技術の習得と分析が可能な実習室を3種類以上設置する。</u></p> <p><u>(イ) レクリエーション室（発達障害児童対応の遊具を含む）</u> <u>(ウ) 補装具室</u> <u>(エ) 日常動作訓練室</u> <u>(エ)</u>については、理学療法士養成施設と同様とする。</p> <p><u>(3) 機械器具及び書籍等は保守点検を行い、必要に応じて更新を行うこと。</u></p> <p>(1) 実習指導者は、理学療法士養成施設においては、理学療法に関し相当の経験を有する理学療法士、作業療法士養成施設においては、作業療法に関し相当の経験を有する作業療法士とし、<u>免許を受けた後5年以上業務に従事した者であり、かつ必要な研修を受けたものであること。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>※一定期間の経過措置期間を検討したい。</p> </div> <p>(2) 実習施設における実習人員と当該施設の実習指導者数の対比は2対1程度とすることが望ましい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>※実習施設と養成施設の十分な連携を前提として、指導者数の例外措置を検討したい。</p> </div>

看護			
専門分野Ⅱ	成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 臨地実習	6 4 4 4 4 16	<p>講義、演習及び実習を効果的に組み合わせ、看護実践能力の向上を図る内容とする。</p> <p>健康の保持・増進及び疾病の予防に関する看護の方法を学ぶ内容とする。</p> <p>成長段階を深く理解し、様々な健康状態にある人々及び多様な場で看護を必要とする人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。</p> <p>知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う実習とする。</p>
	成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 (小計)	6 4 2 2 2 (38)	保健・医療・福祉との連携、協働を通して、看護を実践する実習とする。
統合分野	在宅看護論	4	在宅看護論では地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し地域での看護の役割を理解する内容とする。
	看護の統合と実践	4	地域で提供する看護を理解し、基礎的な技術を身に付け、他職種との協働の中での看護の役割を理解する藍陽とする。
	臨地実習 在宅看護論	4 2	チーム医療及び他職種との協働の中で看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップを理解する内容とする。
	看護の統合と実践 (小計)	2 (12)	<p>医療安全の基礎的知識を養う内容とする。</p> <p>災害直後から支援できる看護の基礎的知識について理解する内容とする。</p> <p>国際社会において、広居視野に基づき、看護師として諸外国との協力を考える内容とする。</p> <p>訪問看護に加え地域における多様な場で実習を行うことが望ましい。</p> <p>専門分野での実習を踏まえ、実務に即した実習を行う。複数の患者を受け持つ実習を行う。</p> <p>一勤務帯を通じた実習を行う。</p> <p>夜勤の実習を行うことが望ましい。</p>
総計		97	3,000時間以上の講義・実習等を行うものとする。

現行	PT、OT、学校協会作業グループ最終案（10/14）	看護
<p>(3) <u>実習施設のうち少なくとも1か所は養成施設に近接していることが望ましいこと。</u></p> <p>(4) 実習施設には実習を行ううえに必要な機械器具を備えていること。</p> <p>9 その他</p> <p>(1) 入学料・授業料・実習費等は適当な額であり、学生又はその父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。</p> <p>(2) 事務管理を適正、かつ確実に行うものとし、このため原則として専任の事務職員を置くこと。</p> <p>(3) 指定規則第6条第1項の報告は、確実かつ遅滞なく行うこと。 なお、報告に当たっては、看護師等養成所報告システムを利用して報告を行うこと。</p> <p>10 広告及び学生の募集行為に関する事項</p> <p>(1) 広告については、設置計画書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、設置計画中（指定申請書提出後にあつては指定申請中）であることを明示すること。</p> <p>(2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。 学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為（従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。）については、これに準じて行うこと。</p>	<p>(3) 養成施設は、<u>自ら実習施設を置くことが望ましい。実習施設を置かない場合にあつては、契約により他の施設を確保しなければならない。</u>そのうち、少なくとも一か所の実習施設は養成施設に近接している<u>こと。</u></p>	